



※介護保険法施行規則第140条の66に定める基準において、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置が義務付けられている。今年度から市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする。

※同法において、第1号被保険者数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種（それぞれの職種にかかる準ずる者を含む）を1人ずつ配置することとされている。

【村上市の場合】第1号被保険者 21,782人 …3職種それぞれ4人ずつの配置が必要  
(R7.4月現在 保4、社4、主4)